

福岡市公報

令和7年1月30日 第7117号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目
告次—
示

ページ

○指定管理者の指定（第22号）	1
○指定管理者の指定（第23号）	2
○指定管理者の指定（第24号）	2

公 告

○開発行為に関する工事の完了（第24号）	3
○福岡広域都市計画道路事業の認可（第25号）	3
○福岡広域都市計画道路事業の認可に伴い送付を受けた図書の縦覧 （第26号）	4
○福岡市農用地利用集積計画（第27号）	4
○福岡市森林整備計画案（第28号）	4

教 育 委 員 会

○福岡市教育委員会事務局組織規則の一部改正（規則第1号）	5
------------------------------	---

告 示

福岡市告示第22号

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次の公の施設について指定管理者の指定をしたので、福岡市立急患診療所条例第10条前段の規定により次のように告示する。

令和7年1月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
福岡市立急患診療センター	福岡市早良区百道浜一丁目
福岡市立東急患診療所	福岡市東区箱崎二丁目
福岡市立博多急患診療所	福岡市博多区博多駅前二丁目

福岡市立南急患診療所	福岡市南区塩原三丁目
福岡市立城南急患診療所	福岡市城南区鳥飼五丁目
福岡市立西急患診療所	福岡市西区内浜一丁目

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

福岡市早良区百道浜一丁目6番9号

一般社団法人 福岡市医師会

会長 菊池 仁志

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

福岡市告示第23号

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次の公の施設について指定管理者の指定をしたので、福岡市立島しょ診療所条例第10条前段の規定により次のように告示する。

令和7年1月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
福岡市立玄界診療所	福岡市西区大字玄界島
福岡市立能古診療所	福岡市西区能古

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

福岡市東区青葉六丁目40番8号

社会医療法人 原土井病院

理事長 原 寛

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

福岡市告示第24号

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次の公の施設について指定管理者の指定をしたので、福岡市立火葬施設条例第11条前段の規定により次のように告示する。

令和7年1月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
福岡市葬祭場	福岡市南区桧原六丁目

- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
福岡市中央区那の津二丁目10番15号
公益財団法人 ふくおか環境財団
理事長 高山 嘉樹
- 3 指定の期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

公 告

福岡市公告第24号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年1月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福岡市西区大字飯氏922番7、922番10、922番17、923番1、923番7、923番11及び923番12
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市西区大字千里588番2
松本 和見

福岡市公告第25号

福岡県知事による都市計画事業の認可の告示があったので、都市計画法第66条の規定により次のように公告する。

令和7年1月30日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 都市計画事業の種類及び名称
福岡広域都市計画道路事業3・5・1-80号吉塚松崎線
- 2 施行者の名称
福岡市
- 3 事務所の所在地
福岡市中央区天神一丁目8番1号
- 4 事業地の所在

福岡市東区筥松一丁目及び原田一丁目地内

福岡市公告第26号

都市計画法第62条第2項の規定に基づき、福岡県知事による都市計画事業の認可に伴い送付を受けた図書を次のように公衆の縦覧に供するので、都市計画法施行規則第49条の規定により公告する。

令和 7 年 1 月 30 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 縦覧場所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所（道路下水道局計画部道路計画課）

2 縦覧に供する図書

福岡広域都市計画道路事業 3・5・1-80号吉塚松崎線に係る事業地を表示する図面及び設計の概要を表示する図書

福岡市公告第27号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第56号）附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めたので、同項の規定により公告する。

なお、農用地利用集積計画は、次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 30 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 縦覧期間

この公告の日から計画書に記載された利用権存続期間満了の日まで

2 縦覧場所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市農林水産局総務農林部農業振興課

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市農業委員会事務局

福岡市西区西都二丁目 1 番 1 号

福岡市農業委員会事務局西部出張所

福岡市公告第28号

森林法第10条の5第1項の規定に基づき、福岡市森林整備計画を定めるので、同条第7項において準用する同法第6条第1項の規定により次のように公告する。

なお、当該森林整備計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、市長に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和 7 年 1 月 30 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 森林整備計画の名称
福岡市森林整備計画
- 2 森林整備計画の案の縦覧場所
福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市役所（農林水産局総務農林部森づくり推進課）
- 3 森林整備計画の案の縦覧期間
この公告の日から30日間
- 4 自動公衆送信による公衆の縦覧
森林整備計画の案は、福岡市ホームページにより公衆の縦覧に供する。
U R L <https://www.city.fukuoka.lg.jp/>

教 育 委 員 会

福岡市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 7 年 1 月 30 日

福岡市教育委員会

福岡市教育委員会規則第 1 号

福岡市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

福岡市教育委員会事務局組織規則（昭和47年福岡市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 3 主査の表中

教育支援部	高校総体	1
-------	------	---

を

教育支援部	高校総体	1
健康教育課	学校給食費検討	1

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 7 年 1 月 20 日から適用する。

